

平成21年度

当初予算  
編成方針

平成20年10月

総務部 財政課

# 平成21年度 当初予算編成方針

目次	P- 2
I 国の動向	P- 3
1 平成21年度予算の概算要求にあたっての基本的方針	
2 平成21年度地方財政収支の8月仮試算【概算要求時】	
II 県の動向	P- 4
1 長崎県の財政状況	
III 雲仙市の財政状況	P- 4
1 歳入	
2 歳出	
3 その他	
IV 平成21年度の基本方針	P- 6
V 平成21年度の予算要求	P- 7
1 基本事項	

## I 国の動向

### 1 平成21年度予算の概算要求にあたっての基本的方針

国の平成21年度予算については、『経済財政改革の基本方針2008』（平成20年6月閣議決定）を踏まえ、引き続き「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月閣議決定）及び「経済財政改革の基本方針2007」（平成19年6月閣議決定）に則った**最大限の削減**を行う。このため、引き続き歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、真に必要なニーズにこたえるための財源の重点配分を行う。特に重要課題実現のために、必要不可欠となる政策経費については、まずは、**政策の棚卸し等を徹底し、歳出の削減を通じて対応**する。

との基本的な考え方を踏まえ、平成21年度予算の概算要求では、下記を基準とすることとされました。

- ① 年金・医療等については、自然増（8,700億円）に対し、制度・施策の見直しによる削減・合理化（△2,200億円）を図り、6,500億円程度の増
- ② **公共事業関係費**は、前年度予算額から**△3%**
- ③ **その他の経費**（義務的経費、人件費を除く）については、以下を除き、前年度予算額から**△3%**

科学技術振興費	前年度予算額と同額
国立大学法人運営費	前年度予算額から△1%
私立学校助成費	前年度予算額から△1%
防衛関係費	前年度予算額から△1%
- ④ 義務的経費は、前年度予算額と同額
- ⑤ 人件費は、給与構造改革の効果、及び定員純減目標を反映

地方公共団体関連では、**地方公共団体に対する国庫補助負担金について、あらゆる施策や事業を、義務的経費に属するものを含め聖域なく見直し、年金・医療等に係る経費及び国政選挙、国勢調査に必要な経費を除く額について、前年度予算額を下回るよう抑制することとされるとともに、地方公共団体の自主性を尊重し、地方公共団体が実施する事務・事業に対する国の関与を見直し、その廃止・縮減を図ることとされています。**

また、政府の10月の月例経済報告では、米国発の金融危機の影響により**世界的に景気が減速する中で、国内景気についても「弱まっている」と判断されたことから、法人税や所得税などの減収による地方交付税総額への影響が懸念され、これに歳入の4割程度を頼っている本市にとって、非常に厳しい財政運営を迫られる事が予想されます。**

### 2 平成21年度地方財政収支の8月仮試算【概算要求時】

総務省が8月に公表しました「平成21年度地方財政収支の8月仮試算」によりますと、歳入においては、**地方税、地方交付税及び地方債はいずれも減**が見込まれ、歳出においては、社会保障費の増により一般行政経費が増となる一方で、給与関係経費や投資的経費は減が見込まれており、地方財政収支の総額では、前年度比**△0.8%**と見込まれています。

- ① 歳入
  - 地方税△2.3%、地方交付税△3.9%、地方債△1.9%
  - 【一般財源△0.4%】
- ② 歳出
  - 一般行政経費2.2%、給与関係経費△1.5%、投資的経費△3.0%
  - 【一般歳出計（公債費等を除く）△0.4%】

## II 県の動向

### 1 長崎県の財政状況

長崎県は、去る9月10日、平成21年度から平成25年度までの5年間の中期財政見通しを発表しました。その中で、健全な財政運営への取組として、「収支改善対策」(H17~21)、「行財政改革プラン」(H18~22)さらに「収支構造改革」(H20~22)を策定し、平成17年度から22年度までに合わせて、約789億円の収支改善を行い、持続可能な財政の健全性を維持するとされています。

さらに、今後の財政運営においては、「行財政改革の着実な実施」のため、行財政改革プラン期間以降においても、引き続き収支改善を推進することとし、「地方交付税の充実・確保」のため、社会保障関係費等の増加財政需要額の地方交付税への確実な反映や総額の確保等を国に対し強く要請していくとされています。

また、平成21年度予算編成方針では、①公共事業費は、港湾、漁港、農林道を95%以内、その他を前年同額、②枠内普通建設単独事業は97%以内、③その他の枠配分経費は95%以内等、ただし、収支構造改革において見直しを行った事業費については枠配分予定額から除くとされています。

## III 雲仙市の財政状況

### 1 歳入

#### ① 地方税

地方税が歳入に占める割合は、平成19年度に行われた所得税から住民税への税源移譲後においても、14.2%(H19決算)に留まっています。

また平成21年度見込みとして、総務省が示した地方財政収支の8月仮試算では△2.3%となっておりますが、その後の世界的な金融危機の影響などにより国内経済が下降局面にあることで、さらに減収が見込まれることから、本市においても市民税(個人・法人)などへの影響が懸念され、税収の落ち込みが予想されます。

さらに、年々、徴収率が低下していることも、税収が低迷する原因の一つとなっています。

#### ② 地方交付税(臨時財政対策債を含む)

本市の歳入の4割程度を占める重要な収入ですが、国の三位一体改革(H16~18)では△10億円程度の影響があり、その後の財政運営に大きな影響を及ぼしました。

平成20年度の普通交付税算定額(臨時財政対策債を含む)は、対前年比4.9億円4.4%の増となりました。これは、地方再生対策費が新設されたことによる増(3.7億円)及び公債費の増(2.4億円)によるもので、それ以外については減少しております。

平成21年度の国の概算要求では、国の歳出の徹底した見直しと併せて、地方財政計画の歳出規模を引き続き抑制するとしており、地方財政収支の総額は対前年比△0.8%、うち地方交付税は△3.9%となっていることから、本市の地方交付税も減少するものと思われます。

#### ③ 基金(財政調整基金、減債基金)

平成19年度末の財源調整のための基金(財政調整基金及び減債基金)残高は59.2億円ですが、平成20年度の当初予算において、19億円の基金取り崩しを行わなければ、財源不足を埋めることが出来ませんでした。このペースで推移すると、平成20年度末の残額は40.4億円に減少し、平成22年度末には2億円程度しか残らないこととなります。

中期財政計画で示しているように、合併に係る財政上の特例措置期間(平成27年度)終了後を見据えると、同期間中に一定規模の財源調整のための基金を確保しておく必要があります。

#### ④ 合併特例債

合併年度及びその後10年度以内に活用できる地方債で、本市は平成27年度までに292億を上限として発行することができます（別途、地域振興のための基金積み立て財源として3.8億円発行可能）。

新市建設計画に基づく『合併市町村の一体性の速やかな確立を図るために行う公共的施設の整備事業』や『合併市町村の均衡ある発展に資するために行う公共的施設の整備事業』に活用することができ、充当率95%、元利償還に対する交付税措置70%と、大変有利な起債です。

ただし、あくまでも起債ですから、後年度の償還（10年返済を予定）による本市財政への影響を十分考慮し、計画的な活用が求められます。

## 2 歳出

- ① 三位一体改革に伴う地方交付税や国庫補助金の減少などに対応するため、近年、物件費（一般事務経費等）や投資的経費（建設工事費等）について縮小を余儀なくされています。

また、職員人件費については、定員適正化計画等による職員数の減により、平成19年度の決算において前年度比△97百万円、△2.0%減となっているものの、**扶助費や公債費といった義務的経費については確実に増加**しています。（資料2、資料6参照）

- ② 合併前、主に基金取崩金と起債を原資として施設整備等の大型投資事業を行ってきました。また、本市が構成団体の一員である一部事務組合においても大型投資事業が行われております。今後、これらの事業により整備した施設の維持管理及び起債償還に係る財政負担が増加しております。

## 3 その他

- ① 平成19年3月、平成19年度から平成28年度までを計画期間とする『雲仙市総合計画』を策定しました。厳しい財政状況ではありますが、総合計画に掲げた雲仙市の将来像が「絵に描いた餅」にならないよう、その**実現に最大の義務と使命**を持って望まなくてはなりません。

- ② 合併による行財政基盤強化の成果として、時代に即応した施策、迅速な事業の展開などが強く求められています。厳しい財政状況下であり、現状の行政サービスを維持することさえ困難な面もありますが、権限移譲等による新たな業務、合併に伴う事務・事業の統合及び電子自治体化などに適切に対応していく必要があります。

- ③ 少子高齢化社会の到来や高度情報化の進展、環境問題への関心の高まりなど、社会経済情勢の変化に伴い、市民の行政ニーズはますます複雑・多様化しています。

今後も歳入の減少傾向が続くと見込まれる中、**安定した財政運営を継続できる柔軟な財政構造実現に向けて、遊休資産の活用や広告料収入などを始めとした、住民サービスの低下を招かない新たな財源確保に努めるとともに、各種事業や補助金等については、常に、必要性、効率性、有効性等を検証しておく**必要があります。

#### IV 平成21年度の基本方針

##### 1 平成21年度の取り組みと雲仙市総合計画の実現

市民と行政が一体となって考案しました『雲仙市総合計画』も策定から3年目を迎えます。この計画の内容としまして、

雲仙市の未来『豊かな大地・輝く海とふれあう人々で築くたくましい郷土』を創造し、

『雲仙・山麓「食」「遊」「快」のくにづくり』をテーマに、執り行なわれる「22の政策」と「51の主要施策及び主要事業」を、

- ① みんなでつくるまちづくり
- ② 快適で住みよい暮らしづくり
- ③ 笑顔いっぱい健康と福祉づくり
- ④ 力強い産業と仕事づくり
- ⑤ 新しい観光・交流による活力づくり
- ⑥ 明日を担う人づくりと誇りあるふるさとづくり

の6つの『基本方針』に区分しています。

総合計画とは、これらの基本方針を達成していくために各事業に取り組む10年間のスケジュールを取りまとめたものです。

従って平成21年度は、昨年度に引き続き更なる総合計画の着実な実現に向けて、

##### ① 『総合計画特別推進枠』の設定（2億円）

総合計画に基づく事業のうち、新規に取り組む事業や、拡充、前倒し等を行う事業について、一般財源ベースで2億円の特別枠を設け、総合計画の更なる推進を図る。

##### ② ゼロ予算事業（歳出予算を伴わない事業）の実施

昨年度に引き続き取り組んでまいります。このため、雲仙市の歳入歳出状況にもありますとおり、年々厳しくなっていく財政状況を踏まえ、

- ① 前年度の要求、前々年度の決算を「一体性と効率性」など検証及び分析
- ② 各部局が自主的、主体的に『選択と集中』、スクラップアンドビルドを徹底
- ③ ゼロ予算事業など職員の英知と大胆な発想

##### 2 予算編成の基本理念

- ① 総合計画に基づく、効果的・効率的な予算編成
- ② 常に経営感覚を持った予算編成
- ③ 地域等全エリアの視点に立ったバランスの取れた予算編成
- ④ 縦割り行政といわれることのない、常に横との連携を図った予算編成

##### 3 雲仙市行政改革大綱に基づく行財政改革の実践

平成19年3月に策定した行政改革大綱及び集中改革プランを実践しているところではあるが、定員適正化計画により今後も職員を削減せざるを得ない中、既存事業の必要性・事業効果等について検証し、各事業について

- ・「本来、市でやるべき事業」
- ・「民間で出来る事業」
- ・「市民の皆さんに行っていただく事業」

との区分を、別紙「事務事業の見直しの方向性」により精査し、事務事業の削減に努めること。

なお、平成19年度集中改革プランの取組状況については、別途、人事課から通知（平成20年度前期集中改革プラン実施状況調査票の作成を依頼予定）

## V 平成21年度の予算要求

### 1 基本的事項

#### ① 『総合計画事業』への取り組み

『総合計画特別推進枠』については、⑧に示す予算配分枠とは別枠で設けるものであることから、要求にあたっては、様式1号「予算査定資料」の記入要領を参照のうえ、基本方針—政策—主要施策を明確にすること。

#### ② 『ゼロ予算事業（歳出予算を伴わない事業）』への取り組み

ゼロ予算事業については、昨年度と同様に課、局及び総合支所単位で取り組むこと。（継続を含む）また、申請については様式1号により行うこと。

#### ③ 歳入歳出の的確な把握

年間を通じて予測される全ての収入、支出を的確に積算し、年間予算として要求を行うこと。単に前年度をコピーした予算要求は受け付けない。

#### ④ 特定財源の確保

事務事業実施に必要な経費については、**有利な特定財源の導入に努め、一般財源の充当をできる限り抑制**すること。

#### ⑤ 管理運営費の適正化

各種公共施設の管理運営にあたっては、運営費の削減、適正な使用料等の確保により、その収入の増を図ると共に、**指定管理者制度への移行**など抜本的見直しを図ること。

#### ⑥ 国県等の補助事業の的確な把握

国及び県において既存の国・県補助（負担）事業が廃止、縮小または補助率の変更等あった場合で、代替の財政措置が明らかなものを除いて、事務・事業も廃止・縮小することとし、**漫然と一般財源で対応しない**こと。

#### ⑦ 行政評価制度の活用

今年度から導入している行政評価制度に則り、市民本位の効率的で質の高い行政の実現に向け、市が関与すべき範囲や分野の適正化・重点化を図り、市民の視点に立った成果を重視する行政運営の推進を念頭に、予算要求又は査定を行うこととする。

#### ⑧ 一般財源ベースでの予算配分枠

各部・局・支所（以下、「部局等」という。）ごとの予算要求に係る所要一般財源枠は、下記の費目を除いて、平成20年度当初予算に**△5%を乗じた金額を上限**とし枠配分する。（別途提示します。）

各部局等においては、事業内容を十分精査し部局等内の調整を図ること。

人件費、法定扶助費、公債費、積立金、義務的繰出金（国保・老人保健特別会計）、預託金、選挙費、一部事務組合負担金、市長会で認められた負担金、債務負担行為に伴う支出、国県のトンネル補助、普通建設事業費、災害復旧事業費、施設維持管理費、事務機器・土地等借上料、車検経費

#### ⑨ 普通建設事業費における執行残金の追加枠

普通建設事業費については、**事業費ベース**で算出する。方法は前項と同様だが、調整率は**△10%**とし、得た金額を上限枠とする。（前年と変更なし）

近年、国、県及び近隣市町においても公共事業費の削減が続いているが、合併により誕生して間もない本市としては、公共資本の計画的かつ効果的な整備を進めていく必要があると判断している。

そのため、前年度と同様に、平成20年度に生じた普通建設事業費の執行残のうち、11月末までに見込まれる執行残額（様式1号）については、その相当額を『追加枠』として配分する。

#### ⑩ 予算流用について

流用については、執行状況などを十分に把握し、特に前年度に科目を新設して流用を行ったものについては、要求もれがないよう十分確認を行うこと。